

伊東市立西小学校 いじめ防止基本方針について（概略版）

平成25年9月に、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。いじめの問題を克服に向けて、静岡県では平成26年3月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。このような国や県の動きを受け、本校では「伊東市立西小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

本校の基本的な方針は、いじめの問題への対策を、子どもを含めて地域ぐるみで進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関の連携等をより深めるため、基本的な考え方や組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用についてまとめてあります。

いじめ防止について、保護者の皆様にもご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたします。

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

（1） いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と言います。

（2） いじめの理解

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌な事を言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子供は1割程度、いじめをした経験を全く持たなかった子供も1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。

（3） 基本的な考え方

①いじめの未然防止

いじめは、どのような理由があろうと絶対に許されない行為です。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要だと考えられています。子ども一人一人の自分を大切に思う自尊感情を高め、きまりを守ろうとする規範意識や互いに尊重する人権感覚をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが大切です。

②いじめの早期発見・早期対応

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうることから、学校・家庭・地域が連携・協力して、早期発見に努めていくことが大切です。いじめが発見された場合には、深刻な事態になる前に、学校・家庭・地域等が状況に応じて連携・協力し、迅速にかつ組織的に対応していくことが求められます。

③関係機関等との連携

いじめの問題に学校・家庭・地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関と連携することが大切です。

第2 いじめ防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

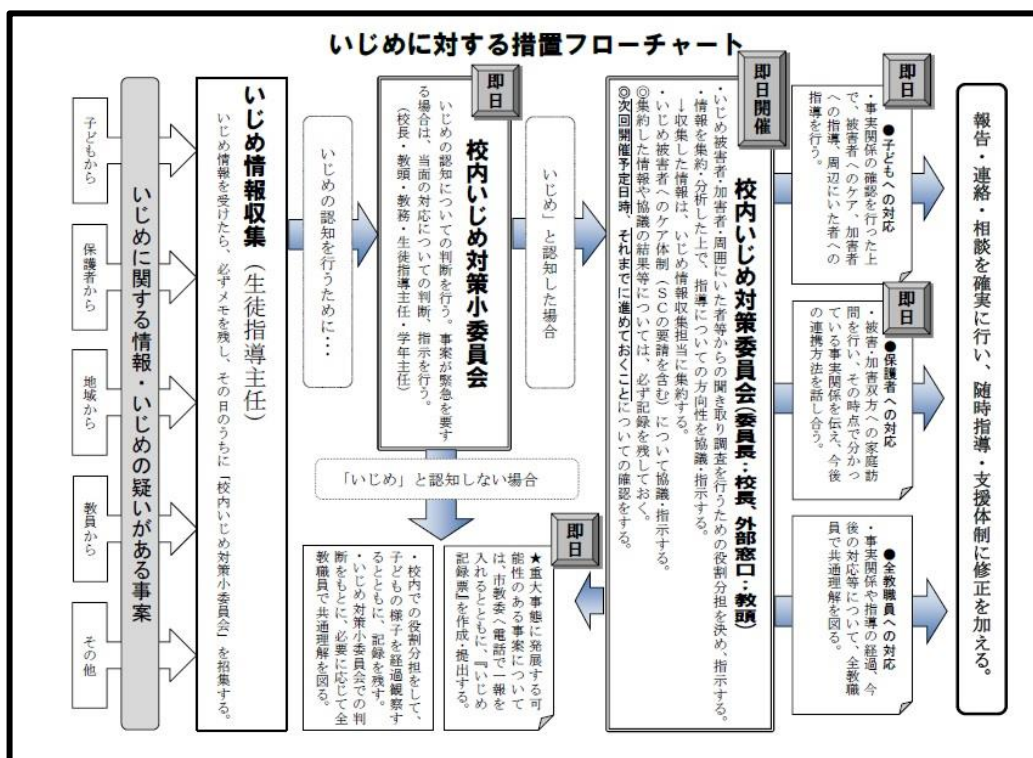
- ・子どもの実態から「思いやり」と「規範意識」を重点に道德教育を推進しています。誰に対しても優しい心をもって接すると共に、相手の立場に立って人の痛みを感じ取ることができる子に育てる。
- ・同じ集団の中だけでなく、他学年や東部特別支援学校伊東分校と交流することを通して、よりよい人間関係を築く力を育てていく。
- ・保護者や地域に対して、本校の取組について周知を図ると共に、いじめに関する情報を相互に共有し合うことによって社会全体でいじめの未然防止に努めていく。
- ・教職員は、いじめが起こる仕組みについて研修し、「げんきアンケート」を実施し、子どもとの面談を通していじめが起こりそうな状況を打開するように手立てを講じる。
- ・「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的人間関係を育む」ことを大切に、生徒指導の機能を生かした授業を実践する。

(2) いじめの早期発見・早期対応

①子どもの実態把握

- ・「げんきアンケート」を年3回(学期末)実施し、いじめの実態を把握する。不安を抱えている子どもと面談を行い、問題解決を図る。

②学校のいじめに対する措置



第3 重大事態への対処

いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなど、重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会に報告し、教育委員会の判断のもと、速やかに教育委員会又は学校のもとに組織を設けます。そして、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするための調査を行います。教育委員会又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を提供します。

いじめは、どの子どもにも、どの集団でも起こりうるものです。そして、いじめは、人権を踏みにじる行為であり、決して許される行為ではありません。いじめられている子どもがいた場合には守り抜き、いじめている子どもにはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要があります。学校と家庭、地域が互いに手を取り合い、子どもたちが安心して学校生活を過ごすことができ、健やかに成長していくことを願っています。どうぞご理解とご協力をよろしくお願いします。